

加監公表第2号

平成25年1月31日

加古川市監査委員	久保 一人
加古川市監査委員	西尾 透
加古川市監査委員	名生 昭義
加古川市監査委員	松本 裕一

監 査 公 表

地方自治法第242条第1項の規定により下記の請求人から提出された加古川市職員
措置請求（平成24年12月3日付受理）について、同条第4項の規定に基づき監査を
実施した結果を次のとおり公表します。

記

請 求 人

（氏名省略）

1. 請求の受理

本件職員措置請求は、所要の法定要件を具備しているので、平成24年12月11日に監査委員において協議し、これを受理することを決定した。

2. 請求の要旨

平成24年12月3日付をもって受理した加古川市職員措置請求の要旨は次のとおりである。

加古川市は、平成11年より志方土地改良区と市有財産無償貸付契約書を締結し、志方二ノ丸会館の一部屋を貸しているが、契約当初から現在に至るまでの約13年間の長期にわたり、その電気料金を加古川市教育委員会社会教育・スポーツ振興課が支払っていることは、明らかに公金の不正使用で違法なことである。

加古川市が所有権者である志方二ノ丸会館内に志方土地改良区が入居（約60m²の面積の部屋を無償で貸しており、これは志方二ノ丸会館総面積の約4分の1の広さになる。）しているが、志方土地改良区は週に2回、火曜日と木曜日に業務を行っているのみであり、10年以上も開店休業のような状態である。それに反し、志方町行政の要である志方中地区連合会（13町内会で構成している。）が常時使用している事務室は、わずか10m²程の部屋で会議を開催しているのが現状である。

入居に際し、どのような経緯があろうとも、もうそろそろ加古川市はこの契約を解約し、志方土地改良区が使用している部屋を返還させるべきであり、志方中地区連合会が事務を執り、協議しやすい正常な状態に戻すべきである。

加古川市当局が志方土地改良区に対し、無償貸与し、そのうえ、電気料金等、志方土地改良区の維持管理費、共益費等まで加古川市が支払うのは違法である。各種団体も志方二ノ丸会館を利用する際は、使用料金を支払っている。

志方土地改良区は「土地改良法」の定めるところによって設立される一種の公共組合であり、兵庫県知事が一定の手続きにより設立の認可を与えた団体である。このような団体が一集会場にいつまでも居座り続けるのは誰が考えても不自然である。ちなみに、他の土地改良区は、自身の独立した建物を所有し、維持管理し、業務を行っている。また志方土地改良区は、会員より会費を徴収し、県からの補助金もある。このような税金の無駄遣いを現在まで黙認し続けた加古川市は、不作為義務違反に相当し、市民に対する

る善管注意義務違反に当たる。加古川市民の税金の不正使用になり、市民に損害を与えていた。

そこで、志方土地改良区に対し、今まで加古川市長が負担し続けてきた電気料金は公金の不正使用に該当すると思料され、市民の税金の不正使用に相当し、市民に損害を与えたと思われるため、加古川市長は、直ちに電気料金を返還させるとともに、今後は志方土地改良区に支払わせるよう求める。

3. 監査の実施

加古川市職員措置請求書、提出された事実を証する書面及び請求人の陳述（平成24年12月19日）を基に検討した。また、関係する市民部、地域振興部及び教育指導部職員の関係人事情聴取（平成24年12月19日）を行い、監査を行った。

なお、本件監査請求事項のうち、地方自治法第242条第2項の規定に基づき、当該行為のあった日から1年を経過したときは、請求をすることができないとなっているため、加古川市が平成23年12月3日から平成24年12月2日までに支払っている電気料金145,906円について監査対象事項とした。

4. 監査を実施した監査委員

加古川市監査委員	久保一人
加古川市監査委員	西尾透
加古川市監査委員	名生昭義
加古川市監査委員	松本裕一

5. 監査の結果

(結論)

請求人は、「志方土地改良区に対し、今まで加古川市長が負担し続けてきた電気料金は公金の不正使用に該当すると思料され、市民の税金の不正使用に相当し、市民に損害を与えた。」と主張するが、加古川市が電気料金を負担することについては、志方公民館建設のため、志方土地改良区事務所の移転が繰り返し行われていた経緯等を勘案すると、加古川市が志方公民館建設並びにそれに伴う土地改良区事務所の取壊し及び同事務

所の移転に係る事業を行うために必要な措置（補助的措置）として実施したことが認められ、手続等が適切であったとはいえないものの、その支出には理由があり、直ちに不当又は違法とはいえないことから、請求人の主張には理由がないと判断した。その理由は次のとおりである。

(理 由)

請求人は、「志方土地改良区に対し、今まで加古川市長が負担し続けてきた電気料金は公金の不正使用に該当すると思料され、市民の税金の不正使用に相当し、市民に損害を与えた。」と主張し、平成11年4月1日に加古川市と志方土地改良区で締結された市有財産無償貸付契約書、平成22年9月分から平成23年8月分及び平成23年11月分から平成24年10月分の電気料金振込受領証及び市内土地改良区の所在地等の一覧表を添付している。

そこで、加古川市が電気料金を支払うようになった経緯について調査したところ、志方土地改良区事務所については旧志方公民館の隣に立地していたが、志方公民館の建て替えに伴い、平成9年に旧志方市民センターへ移転した。そして、平成10年に志方公民館が開館し、旧志方市民センターを解体するため、旧志方市民センター南側の消防倉庫2階へ移転し、その後旧志方市民センターの跡地に建設された志方中地区集会所、現在の志方二ノ丸会館に入居している。その間、加古川市と志方土地改良区において、志方土地改良区事務所の志方二ノ丸会館への移転協議の中で、電気料金は加古川市が支払うことを決定したことであった。

次に、電気料金を支払っている理由について調査をしたところ、志方土地改良区の事務所は、志方公民館建設のために3回も移転を余儀なくされたこと、また土地改良区は非常に公共性の強い団体であるため、事務所の電気料金を含む貸付料は無償にすると加古川市が判断して支払っているということであった。

これらを踏まえ、平成11年4月1日に締結された市有財産無償貸付契約書を確認したところ、第8条に「当該物件において維持、保存、改良、その他の行為をするため支出する経費は、すべて志方土地改良区の負担とする。」との規定があるものの、電気料金の支払いについての明確な規定はなかった。

したがって、平成11年当時の市有財産貸付契約における光熱水費等の負担について

の明確な方針決定は確認できなかったが、志方公民館建設のため志方土地改良区事務所の移転が繰り返し行われていた経緯等を勘案すると、加古川市が志方公民館建設並びにそれに伴う土地改良区事務所の取壟し及び同事務所の移転に係る事業を行うため、物件補償費とは別に、当該事業に必要な措置（補助的措置）として、電気料金を負担することを決定し、以後、現在に至るまで支出してきたことが認められる。

このことについては、当初の明確な方針決定や規定がなく、手続等が適切に行われていたとはいえないものの、財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例及び加古川市公有財産規則には、普通財産を貸し付けるに当たって、加古川市が電気料金を負担することを禁止する規定は存在せず、その支出には理由があり、直ちに不当又は違法とはいえない。

以上のことから、請求人の主張には理由がないと判断した。

6. 監査委員の意見

本件職員措置請求に対する監査結果は、上記のとおりであるが、加古川市長に対し、以下の点について意見を述べる。

市有財産の貸付けに当たっては、使用料や維持管理費は、原則として借受人が負担すべきものであるが、今回の市有財産貸付契約においては、電気料金について、契約書等に明記せずに加古川市が支払っている。

このことについては、たとえ土地改良区が公共団体であり、事務所の移転等に伴う必要性があったとしても、電気料金を無期限に支出することは、現在の社会情勢、他団体との均衡等から判断すれば、適切とは言い難く、市民に疑惑を抱かせる結果となつてもやむを得ないものであり、速やかに見直すべきであると考える。

また、このたびの市有財産の貸付けに当たり、電気料金の支出根拠や算出方法も明確でなく、手續等にも不備が見られることから、住民等関係者に対して、説明責任を果たすためにも、適正な事務を行うよう強く求めておきたい。

今後、市有財産の貸付けに当たっては、貸付根拠、使用実態等を十分精査の上、適正に対処し、市民の疑惑を招くことのないよう万全の措置を講じることを強く要望する。